

## 学生記者の記事を通じて憲法を学ぶ

市川 直子

### はじめに

城西大学現代政策学部3年生の吉田佳奈さんが、2015年7月10日の毎日新聞（関東版）夕刊「キャンパル」欄の「在籍校の憲法学者6人に聞く どう見る 安保法案」という記事を分担執筆した。彼女はその翌々週7月21日の憲法Iの講義において、100名を超える受講生を前に、その記事を書いたときの感想等を発表してくれた。

本稿の目的は、この学生記者の活躍を記録することであり、合わせて、その記事が憲法Iの授業に参加していた学生たちに与えた影響を検討するための素材として提示することである。さらに、本稿を今後の同授業において活用できる教材にすることも目指す。

以下においては、新聞と教育との関係を憲法の視点から明らかにした上で、吉田さんが作成した記事文章を一読し、その簡単な解説を試みる。次いで、吉田さんの口頭発表と受講生の感想の一斑を知ることにより、相乗効果がもたらされていったことを確認していく。

### 1. 新聞と教育 —— キャンパル

はじめに新聞と教育との関係を憲法との関係で押さえておこう。紙面で取り上げられるニュースが内容的に憲法と関係するということは一先ず措いて、ここでは新聞紙を手にとる者とその新聞記事を書く者に注目する。

一方において、新聞は読み物として、すでに広く教育の中に取り入れられている。憲法26条の保障する「教育を受ける権利」、とくに主権者教育を受ける権利が、新聞を読むことと関係する。1980年代から始まったNIE（Newspaper in Education）により、初等・中等教育機関では、新聞記事が補助教材として使用されている。この運動は、新聞界と教育界とが協力した「教育権」の行使であり、社会性豊かな青少年の育成を目指し、また、活字文化や民主主義社会の発展などを目的として、全国で展開されている。2011年度からは、文部科学省も学習指導要領において、児童・生徒の読解力向上のための充実したNIE活動等を推進している。この初等・中等教育機関における新聞活用の盛り上がりは、大学等の高等教育機関にも影響を与えている。高大連携と関連した大学入学前課題や入学後の初年次教育において、しばしば新聞記事が利用されているほか、近年では新たに設けられる「公共」科目の内容を構成するものとして<sup>1</sup>、さらには就職活動に向けたキャリア教育を現実的なものとするために、新聞を活か

した教育が実施されている。

現代政策学部では、従前より、特定非営利活動法人ニュース時事能力検定協会をはじめ、(株)毎日教育総合研究所並びに全国の新聞社や放送局が共催している「ニュース時事能力検定試験(ニュース検定)<sup>2</sup>」の受検を学生に奨励してきている。さらに2016年度より、毎日新聞の記者が担当する科目も新設されることになっている。

他方において、新聞は一定の情報を広める媒体として教育機関の中でも作られている。憲法21条の保障する「表現の自由」が、これと大きく関係する。この言論活動の自由は、子どもから大人まで、そして個人のみならず新聞社等の法人も、あまねく享有する。2000年に制定された新聞倫理綱領によれば、新聞は正確で公正な記事と責任ある論評によって、国民の「知る権利」に応えることを使命とする。教育機関の内部においても、児童・生徒が「取材の自由」を行使し、文章を書き、紙面を仕上げ、新聞を発刊することを通して「報道の自由」の重要性を学んでいる。これまで現代政策学部の学生も、学内においては学生ブログ新聞を発行してきたし、学外においては埼玉新聞社等の学生記者として、若者の視点で切り取った事実を一般人に知らせてきている。

現在、現代政策学部の学生が参加しているのが、毎日新聞に記事を掲載している「キャンパる」である。1980年代につくられた自主的な学生団体に今も首都圏の大学等から約50人が集まり、所属する大学や身の回りの学生生活を素材にして記事文章を綴っている。その署名入りの記事は校正や編集を経た上で、毎週金曜日、一般読者のもとに届けられている。本稿で取り上げる吉田さんは、大学2年生の春休みに毎日新聞でインターンシップをし、3年生からキャンパる活動に加わり、すでに数本の記事を執筆している。

## 2. 2015年7月10日のキャンパる記事

キャンパる記者の吉田さんが、今般、第一線の記者並みの腕前を見せた記事は、いわゆる安全保障関連法案(安保法案)の合憲性に関するものであった。まずそれを一覧してみよう<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 自民党文部科学部会は、教員による政治教育や高校生の政治活動について制限を加えるための提言をまとめている。毎日新聞2015年7月3日。

<sup>2</sup> [www.newskentei.jp](http://www.newskentei.jp)

<sup>3</sup> <http://mainichi.jp/shimen/news/20150710dde012070003000c.html>



左：吉田さんと毎日新聞 2015 年 7 月 10 日夕刊の 1 面

右：同 4 面

写真の吉田さんがもっている毎日新聞 1 面の主見出しに「ギリシャ」の文字が見えるように、2015 年 6 月から 7 月にかけては、国際的にはギリシャの債務悪化が、国内的には安保法案の行方が、それぞれ大きな問題になっていた。そのため 7 月 10 日付の同 4 面「キャンパ欄」では、ほぼ全面を割いて、横書きのカット見出し「どう見る 安保法案」という特集が組まれた。リード記事の下を 6 区画に分け、6 名の学生記者が各在籍校の憲法教員を取材相手にして記事文章を書いた。その各見出しは、右上から「9 条があるからこそ平和」、「意味ある厳格な手続き」、「自衛の域 明らかに超え」、「違和感 支持率に表れ」、「米国助けるためなのに」、「戦争巻き込まれる法案」と、いずれも大胆な表現が選ばれている。吉田さんが執筆した部分を、次に上げておこう。

◇ 自衛の域、明らかに超え

憲法 9 条の条文は決して戦争に対し肯定的ではない。しかし解釈によっては今回の安保法制を擁護するものともとらえられる。条文で「国際紛争を解決するための手段」としての戦争は禁じられているが、「自衛」としての戦力ならば最低限に認められている。しかし安保法制によって他国に武力を向ける場合、それはもはや自衛の域を明らかに超え、違憲と言わざるを得ない。

また、この憲法解釈を内閣自らが行っていることも問題だ。本来内閣そのものに憲法解釈権は存在せず、内閣法制局がこれを行うが、安倍政権は局長を交代させた。それにより、集団的自衛権を違憲としていた法制局の見解を変え、「自衛」の解釈の幅を広げた。

確かに日本の武力は他の国々より劣っており、米国との対等な条約締結はおろか、軍事的な貢献すら不可能。それならば軍事的ではない外交を模索することが、日本にとって最も実現可能な世界との関わり方ではないか。

今回の問題から学生の皆さんには、憲法とは何か改めて考えてもらいたい。多くの憲法学者の中でも起きてしまう憲法解釈の不一致からも分かるように、国民や機関それぞれによる解釈が存在する。情報をうのみにせず正確な情報を選び取り、憲法の意義や、また今回の問題に対する自分の意見を持ってほしい。

一読してわかるように、4段落に分けられた文章は、専門用語が散りばめられていて、それなりに難しい。吉田さんがこの記事文章を書くにあたり、相当に勉強していたことが窺える。この記事内容を、毎日新聞の一般購読者はともかく、憲法 I の受講生が理解するためには、補足説明が必要であろう。

### 3. 記事の背景——安保法案をめぐる議論

#### 3.1 法案の作成

まず、法律案（法案）は誰がつくるのか。憲法 41 条によれば、国会が唯一の立法機関である。そのため立案者につき議論はあるが、慣行としては、内閣・内閣府・省庁やその諮問機関、さらに政党の内部で基本的な方向が定められ、現実には、官僚が条文仕立ての原案を作成している。その法案は、内閣法制局において、憲法や他の法律との整合性が確認された上で、閣議決定される。その後、憲法 72 条により、内閣総理大臣が内閣を代表し、それを議案として国会に提出する。これが内閣提出法案である。

2014 年暮れ、安倍晋三衆議院議員が内閣総理大臣に任命され、第三次安倍内閣が発足した。この自由民主党（自民党）と公明党の両政党に支えられた安倍政権が、2015 年 2 月から安保法案をつくり始めた。

現在効力をもっている法律の数は 1,000 本をはるかに超え、数え方によっては 2,000 本を超える<sup>4</sup>。これが意味するのは、日本はすでに法治国家であり、新しい法律をゼロから作るよりも、既存の法律を改正するための法律を作ることの方が多いいということである。ここから、正確な法案理解のためには法の全体構造を踏まえる必要のあることが想像できよう。

安保法案は、1 本の新しい法律「国際平和支援法」と、10 本の法<sup>5</sup>改正をするための法律「平

和安全法制整備法」の制定をめざすものである。早くも2015年5月14日、安倍首相は臨時閣議を開き、その2本立ての安保法案を決定し、翌15日、国会に提出した。

### 3.2 法案の審議

国会に提出された法案は、衆議院か参議院の一院で審議が開始される。まず議院の委員会で質疑、討論、表決された上で、本会議に回され、改めて表決される。一院で可決された法案はもう一院に送付され、同様の手続きがとられる。憲法59条1項によれば、両議院で可決されたとき、法案は法律として成立する<sup>6</sup>。

安保法案は、首相が米国議会で2015年夏までに法律を成立させる旨の発言をしたこともあり、衆議院安保特別委員会で淡々と審議が進められていった。ところが、同年6月4日、第3回憲法審査会<sup>7</sup>に出席していた参考人が違憲発言をしたことから、この法案審議の様相は一変した。安倍総裁の率いる自民党が推薦していた長谷部恭男教授（早稲田大学法学学術院）等の憲法学者が、安保法案の違憲性を指摘したため、法案の憲法適合性が争点として急浮上したのである。

毎日新聞はそれをトップ記事で取り上げた<sup>8</sup>。「安保法制は憲法違反」という主見出し、「参考人全員が批判」という袖見出しをつけ、特に「従来の政府見解の基本的な枠組みでは説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがす」と示した。この部分を簡単に敷衍しよう。

#### 3.2.1 政府の説明

##### 3.2.1.1 憲法9条の解釈の変更

1972年の政府見解では、日本は、国際連合憲章51条により集団的自衛権を保有するが、憲法9条により集団的自衛権を行使できない、としていた。しかしながら、2014年の閣議決定では、日本は、国際連合憲章51条により集団的自衛権を保有するし、安全保障環境が変化したので、一定の集団的自衛権を行使できる、と示した。

<sup>4</sup> 井田敦彦「法令整理—その歴史と可能性—」レファレンス91号（2013）。

<sup>5</sup> いわゆる武力攻撃事態法、重要影響事態法（周辺事態法を改正）、PKO協力法、自衛隊法、船舶検査法、米軍等行動円滑化法（米軍行動円滑化法を改正）、海上輸送規制法、捕虜取扱法、特定公共施設利用法、国家安全保障会議（NSC）設置法である。

<sup>6</sup> 憲法59条2項及び4項によれば、衆議院での再可決によっても法律は成立する。このいわゆる60日ルールとよばれる方法をとることも視野に入れて、2015年6月22日、衆議院は戦後最長の95日間の会期延長を議決した。

<sup>7</sup> 「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」がテーマであった。

<sup>8</sup> 毎日新聞2015年6月5日。

### 3.2.1.2 法案の合憲性

安保法案は憲法9条に適合する。なぜなら、9条1項のいう「武力の行使」を「放棄する」とは、武力行使の一定のものを禁止することであり、それ以外のものは認められているからである。その認められている武力行使とは、従来の説明の延長線上で言えば、(1)日本が攻撃された際、防衛のために反撃することであり(個別的自衛権の行使)、(2)アメリカ等が攻撃された際、防衛のために共同で反撃することである(集団的自衛権の行使)。近年の表現をすれば、武力行使の新3要件とは、①日本が武力攻撃されるか、日本と密接な関係にある他国が武力攻撃され、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があり、②国民を守るために他に適当な手段がなく、③必要最小限度の実力行使にとどまる場合である。この3点を満たしたとき、個別的自衛権・集団的自衛権にかかわらず、日本は武力を行使できる。

最高裁判所も、砂川事件において、国家存立のために必要な自衛の措置をとることができる、と判示している<sup>9</sup>。

### 3.2.2 違憲性、違憲の疑い

第1に、国際政治環境の変化を理由に憲法の重要な規定の解釈の変更を認めることは、憲法に基づく政治という立憲主義に反する。第2に、環境の変化により集団的自衛権の行使を可能にするためには、憲法規定の変更という憲法改正を経る必要がある。もとより、憲法は歴史的な教訓に支えられ、かつ論理性も重視されるので、改正には限界がある、と解されてきている。第3に、砂川判決で問題とされたのは日米安保条約であり、日本が集団的自衛権を行使できるかどうかについては、そこで争点になっていない。この判決に注目するにしても、それは「一見極めて明白に違憲」の場合、司法判断をする、ということを経済裁判所の立場として示している点である。第4に、2014年、内閣法制局人事の慣例が破られ、内閣法制局の合憲判断の政治的正当性は揺らいでしまった。第5に、とくに日本国憲法は9条2項で戦力の不保持と交戦権の否認を定めている。このことは、憲法が政府に対し、武力にもとづかない平和外交を模索するよう求めていることを意味する。

以上のようなところから、憲法改正権者である国民に問うことも、国民の代表者の集まる国会での本格的な議論を経ることもなく、一内閣がその法制局等の判断に依拠して成立をねらう安保法案は、そもそも日本国憲法の依拠する立憲主義、平和主義などの大原則を踏みにじるものである。

<sup>9</sup> 砂川事件は、米軍基地に入り込んだデモ隊の刑事責任を巡るものあり、形式的には行政協定による刑事特別法2条と憲法31条との適合性を、実質的には旧安保条約に基づく米軍の合憲性を争点とした。安保条約は、日本の存立にかかわる高度の政治性を有し、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り、裁判所の司法審査は及ばない、として判断を避けたが、傍論部分で、日本の「存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」と示した。最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁。

### 3.3 マスメディアによる調査報道と政府の対応

安保法案の根幹に突きつけられたこの疑義を払拭しようと、政権側は慌てることになる。そして、菅義偉内閣官房長官は6月4日の記者会見で、安保法案を合憲という憲法学者は「たくさんいる」と反論し、翌5日には、連立を組む公明党の北側一雄副代表も、違憲だと言っているのは「憲法学者の一部」だと言いつつ切った。

しかし今度は、その真偽のほどを確かめるべく、各種報道機関が一斉に、全国の憲法研究者に緊急インタビューやアンケートを開始し、同時に世論調査等も行っていた<sup>10</sup>。

#### 3.3.1 テレビ朝日や毎日新聞の調査

先陣を切ったのは、テレビ朝日の報道ステーション<sup>11</sup>であったが、毎日新聞社でも、キャンパルの編集長が情報調査部で関連本を調べ、多くの大学生が参加しているキャンパルに話を持ちかけた。毎週火曜日に行われる編集会議に集まった学生たちの中には、法学部に所属する者や憲法の単位を取得した者が含まれていた。その学生記者たちが中心になって、さっそく所属大学の憲法学者に取材をして、調査報道をすることに決めた。

吉田さんが取材の依頼をしてきたのは6月11日で、その後、取材企画書において質問内容を提示してきた。それは次のようなものであった。

#### ●安保法制は違憲か合憲か

- ・なぜそう考えるのか（そう考える基準）
- ・安倍政権についてどう思うか
- ・政府はなぜ早急に進めるのか
- ・なぜ政府は対米支援について変化を必要としているのか
- ・司法はこの議論に立ち入ることはできるか
- ・大学生に対してどのような判断をしてほしいか

#### ●成立した場合

- ・どのような影響がでてくるのか
- ・大学生への影響はあるのか
- ・授業で学生に伝えていきたいことは

<sup>10</sup> 毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞、産経新聞、テレビ朝日、NHK、共同通信等が報道のための調査を実施した。

<sup>11</sup> テレビ朝日の報道ステーションは、週末の6月6日（土）から翌週12日（金）にかけて、安保法案について憲法学者に緊急アンケート調査をし、15日（月）に結果発表をした（<http://www.tv-asahi.co.jp/hst/info/enquete/index.html>）。このアンケートを集計している最中の9日（火）には、政府見解を報道するとともに、アンケート調査の中間報告もして、全国の視聴者の関心呼び覚ましていった。

一見して明らかなように、聞き出そうとしているのは2点である。1つは安保法案の合憲性であり、その結論と根拠である。それに付随して、安倍政権についての大まかな感想も求めている。いま1つは、安保法案が成立するという見通しの下で、新安保法制がもたらす変化、特に若者が直面するであろう事がらである。

6月19日、吉田さんは大学校内で約1時間におよぶ取材活動をした。必ずしも上記の通りの質問をしてきた訳ではなく、記事にまとめるにあたってのキーワードを引き出そうとして、さまざまに表現をかえた質問を發してきた。

学生記者はそれぞれ行った取材結果を持ち帰り、記事文章を練ることになる。そもそも調査報道というものは、記者がしっかりした知識をもち、取材相手の話すことを正確に理解し、それを的確に文章化することが求められる高度なしごとである。この作業をしたときの苦労を、後日、吉田さんは口頭で發表してくれた（後述）。

### 3.3.2 NHK や TBS の調査

先にあげたように、キャンパルの取材項目の中には、安倍政権に対する信頼感・不信感の現れているものがある。それは、政府・与党のマスコミ対応と関連しよう<sup>12</sup>。そして、テレビ朝日や毎日新聞の調査は報道に結びついていたのに対し、日本放送協会（NHK）やTBSテレビの調査は報道には至らなかったこととも関係しよう。

NHKは、6月19日付の文書で、日本公法学会所属の憲法・行政法研究者すべてに対し、安保法案に関するアンケートへの協力を求めている。締め切り日は6月26日であり、「アンケートの結果は、NHKのニュースや番組、それにインターネットで紹介させていただきます」と明記していた。ところが、NHKは7月4日の「与野党代表に問う 自衛隊の活動拡大と憲法」という特集番組においてアンケートに言及せず、7月23日の「検証『安保法案』いま何を問うべきか」と題した「クローズアップ現代」において一部を報道したにすぎない。NHKの調査報道は惨憺たる結果に終わった<sup>13</sup>。

他方、TBSテレビは、自民党所属の国会議員に対し、安保法案の合憲性についてのアンケート調査をしようとした。この調査は、与党がめざす7月中旬の衆議院採決が妥当か、国民の理解は十分に得られているか、法案は「違憲」だと思ふかを選択式で問い、最後に安保法案の必要性についての意見を自由記述で求めるものであった。しかし、党本部はそれに答えないように、という指示を所属議員に發した。もっとも、党幹事長は7月10日、そのような指示は「ないと思います」と記者会見で語り、TBS側も「番組作成の経緯については答えられない」と

<sup>12</sup> 毎日新聞2015年6月27日。

<sup>13</sup> <http://bylines.news.yahoo.co.jp/yanaihitofumi/20150807-00048262/>

口をつぐんでいる<sup>14</sup>。

政府は、このような報道統制、言論統制を敷いていると疑われる状況を作り出す一方、自己の主張は声高に展開していった。6月9日、政府は安保法案の合憲性を改めて訴える見解をまとめて各党に提示していたが、7月に入ると、より積極的な姿勢に転じた。自民党のネット番組「Cafe Sta」に安倍総裁が7月6日から生出演し、安保法制の必要性を説明し出した。

もっとも、安倍首相は7月9日、東京都内の講演で、世論には安保法案にかなりの反対があるが、国民の信を問うための衆議院の解散・総選挙を行うことは「まったく考えていない」と述べていた<sup>15</sup>。その翌日、吉田さんの記事が毎日新聞に掲載されたのである。

#### 4. 2015年7月21日における吉田さんの発表

吉田さんの記事が掲載された7月10日の翌週14日の憲法Iの講義において、毎日新聞の記事のコピーを受講生たちに配布した。その翌15日、安保法案は、衆議院特別委員会で可決され、さらに翌16日、衆議院本会議でも自民党、公明党、次世代の党に所属する議員による賛成で、可決された。連日、「強行採決」という文字が各紙の第一面を踊っていたが、この潮流に乗って、吉田さんには報道記事を書いたときの感想を話してもらった。

##### 4.1 発表と質疑応答

7月21日の憲法Iの授業において、吉田さんは新聞づくりや取材の話をも30分程してくれた。その後の約30分は、それを聴いていた学生たちからの質問に応じた。100名を超える受講生の多くは、あらかじめ記事を読み、若干の質問を用意してきていた。そのうち、5名が実際に挙手し、みずからの疑問を投げかけた。その質疑応答まで含めて、吉田さんの話は次の2点に収斂されよう。

##### 4.1.1 安保法案について

まずは、大きく憲法についてである。憲法について考え始めたのは、前年に受けた憲法の授業のときからであったが、安保法案について考えるきっかけを作ったのは、キャンパス編集長であった。その一声により、今回、新聞社が使命の1つとする調査報道というものを手掛けることになった。

公正中立な記事を書くために、学生記者たちは、新聞に掲載された違憲を唱える6名の憲法教員のみならず、合憲を唱えている百地章教授（日本大学）のところにも足を運んだ。そして、

<sup>14</sup> 毎日新聞2015年7月16日。

<sup>15</sup> 毎日新聞2015年7月9日。

違憲・合憲の両方の見解を知った上で、記事作成に臨んでいた。

実際に記事文章を書くにあたっては、記者自身が問題を熟知している必要がある。吉田さんは、安保法案は日本が米国の手伝いをするためのものであり、武力行使を認める法制整備は違憲で認められない、と確信していた。もっとも、この法案の違憲判断と〇〇党への支持とは、まったく別の話である、ということも付言した。

#### 4.1.2 記事文章について

次いで、キャンパルの活動に話を進めていった。キャンパルの活動を知ったのは、大学2年のときのインターンシップのときであった。実際にキャンパルに参加してみたメリットは、語彙力が増大したことや、物事を伝える能力が高まり、総じてコミュニケーション能力が向上したことである。

安保法案の取材には時間をかけたが、文章を書けるスペースが小さいため、その内容をすべて記事に盛り込むことはできなかった。文章を短くしなければならないために、取材相手が口にした言葉をそのまま使うことができず、表現を変えると、今度はニュアンスが変わってしまう。特に微妙な表現は、そのニュアンスを維持するために細心の注意を払わなければならない、と強調した。

#### 4.2 受講生の書いた感想文

憲法Ⅰの受講生には、吉田さんの話の後で、感想を書いてもらった。受講生の中には留学生も含まれていたが、感想文では日本人学生のものとは有意な差を見出せなかった。代表的なものを少しずつではあるが、以下に10点、あげておく<sup>16</sup>。

- i) 吉田さんは自分と比べて1つしか年齢が違わないのに、政治的意見をしっかり持っていて驚いた。(S.K.)
- ii) 吉田さんは違憲派の立場から話を進めてくれたが、投票するときには〇〇党に入れると言っていたので、やはり〇〇党の力は大きいと感じた。私は他の政党に投票したいと思うが、どこがいいのか迷う。(M.K.)
- iii) 吉田さんの安保法案についての意見が自分とあまり変わらず、すごく共感した。(U.K.)
- iv) 安保法案の衆議院可決という歴史的な時に立ち会うことができたのだから、これを機に政治を考えていくことが必要ではないかと思った。(M.M.)

<sup>16</sup> 7月28日、憲法Ⅰの授業で改めて上記10の感想のうち一番共感を覚えるのはどれかを受講生に尋ねたところ、i)とvii)をあげる者が多かった。

- v) 話を聞く前に記事を読んだが、難しくてよく分からなかったので、吉田さんの話を聞くことができてよかった。少し内容が分かった気がする。(S.Y.)
- vi) この記事を書くことを自分たちから言い出したのではなく、新聞記者から勧められたから始めたということを知り、少し微妙だと思った。(K.K.)
- vii) 2年生からでも遅くはないと吉田さんも言っていたので、自分も新聞を読んで政治に関する知識を得ていこうと思った。(N.R.)
- viii) インタビューで得た情報を凝縮して読み手に伝わる文章を書かなければならないということに衝撃を受けた。(Y.K.)
- ix) 手をあげる勇気がなく質問できなかったことを後悔している。(N.T.)
- x) このような場はあまりないし、今後こういった憲法を学ぶ機会もないので良かった。(H.T.)

## おわりに

憲法 I の受講生の多くは 19 歳から 20 歳の大学 2 年生で、これまで選挙に参加したことのない者がほとんどであった。そのため、2015 年 6 月 17 日に公職選挙法が改正され、18 歳以上の者が選挙参加できることに決まると、受講生はにわかに政治に興味を持ち始めた。この前後に起きたのが、安保法案をめぐる議論であった。

キャンパルの記事を媒介にして、憲法 I の授業は、教員が統治機構の単なる説明をして終わるのではなく、学生が現実の政治を身近に感じながら憲法の意味を考えるものになっていった。出席していた学生が皆、必ずしも深い理解や考察に至ったわけではなからうが、憲法が政治をコントロールするための法規範であり、新聞を書いたり読んだりすること等を通じて、自らも立憲政治に関わっていくことができるということを感じた学生もいたに違いない。すでに多メディア時代に突入し新聞離れが進んでいるといわれて久しいが、新聞を読む者と記事を書く者が安保問題で巡り合うことによって、2015 年度の憲法 I の後半の授業の内容が深まっていったといえるであろう。

最後になってしまったが、本稿で取り上げることを快諾してくれた吉田さんの言葉をここに飾っておこう。

「人前で話すことに対してあまり緊張はなく苦手ではないのですが、もう少しきちんと言うことを考えてから臨むべきであったと反省しています。それでも学生に何か印象を与えることが出来たのならそれだけでも十分有意義なものだと感じます。」

(2015 年 8 月 15 日脱稿)